

地方分権改革推進委員会 第3次勧告に対する 対応と考え方（メモ）

平成21年11月12日

厚生労働大臣政務官 山井和則

基本的考え方

- 厚生労働省としても、「国と地方の役割を見直し、地方に権限を大幅に移譲」する方針を掲げたマニフェストに沿って、地域主権の実現に向けて、第三次勧告を最大限尊重していく必要があると考えている。
- このため、回答にあたっては、厚生労働省の所管する行政分野が、国民の生活等に大きな影響を与えることに留意しつつも、前向きに検討したところ。
- この結果、地方要望分の大部分を占め、国民の関心も高い「福祉施設等の基準」については、全基準の9割を勧告どおり「参酌すべき基準」とし、地方自治体の判断で定められるようにした。
- 本日の大臣政務官折衝の対象である、内閣府において「見直し困難」又は「勧告と異なる見直し」との回答があった」と整理されている個別事項についての考え方は別紙のとおり。

内閣府において「見直し困難との回答があった」と整理されているもの

1. 項目	水道事業に係る厚生労働大臣の認可の見直し(水道法)
2. 勧告の内容	「大臣への事前報告・届出・通知」への変更
3. 厚生労働省の対応	大臣認可の存置
4. 上記3の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道は替わりのないライフラインであり、国民の生命・健康に直結。 ○ 水道法では、水道事業者に対して、安全な水質の確保とともに、常時水の供給を行い、広域的な連携を求め、災害時には他の事業者による緊急応援を求めるなど、特別な仕組みを設けている。 ○ 安全な水を安定的に供給するためには、広域的な連携が不可欠。個々の事業者内の対応だけでは十分ではなく、国が広域的な観点から関与する必要。 ○ 他の公益事業(電気、ガス)も大臣許可

1. 項目	法定給付以外の給付を行おうとする場合等の都道府県知事協議の廃止(高齢者の医療の確保に関する法律)
2. 勧告の内容	知事協議の廃止
3. 厚生労働省の対応	知事協議の存置
4. 上記3の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後期高齢者医療制度については、マニフェストに基づき廃止することとしているが、今後、医療保険制度における都道府県の関与を強化すべきと考えている。 ○ このため、多くの広域連合も見直しには反対 ○ したがって、本規定の取扱いは、医療保険制度に対して、都道府県がどのように関与するかといった本質的な問題を有するものであり、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度のあり方を検討する中で、各方面の意見を十分に伺いながら検討したい。

内閣府において「勧告と異なる見直しとの回答があった」と整理されているもの

1. 項目	認定こども園の参酌すべき基準等の見直し(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)
2. 勧告の内容	<p>条例委任 「利用者の要件」は「従うべき基準」、その他は「参酌すべき基準」</p> <p>「参酌すべき基準」の一層の弾力化、大綱化</p>
3. 厚生労働省の対応	<p>勧告どおり</p> <p>(条例委任 「利用者の要件」は「従うべき基準」、その他は「参酌すべき基準」)</p>
4. 上記3の考え方	<p>○ 「参酌すべき基準」とする考え方は、他の福祉施設等(4ページ参照)と同様</p> <p>○ 「参酌すべき基準」の一層の弾力化、大綱化については、現行制度でも職員の配置や資格、施設設備等についてあくまで「参考としての基準」を示しているだけであり、実際に独自の基準を定めている自治体もある。「これ以上の弾力化、大綱化を図るべき」とは何を求められているか不明</p>

内閣府において「勧告と異なる見直しとの回答があった」と整理されているもの(2)

<p>1. 項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の設備・運営基準の条例への委任(児童福祉法) ・特別養護老人ホームの設備・運営基準の条例への委任(老人福祉法、介護保険法) ・介護保険のサービス事業者等の設備・運営基準の条例への委任(介護保険法) ・障害福祉サービス事業等の設備・運営基準の条例への委任(障害者自立支援法)
<p>2. 勧告の内容 (主要なもの)</p>	<p>条例委任 人員配置基準は「標準」、その他は「参酌すべき基準」</p>
<p>3. 厚生労働省 の対応 (主要なもの)</p>	<p>条例委任 利用者の処遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準等」は「従うべき基準」、その他(全体の約9割)の基準は勧告どおり「参酌すべき基準」</p> <p>保育所については、東京等に限り待機児童解消までの一時的措置として、「居室面積基準」のみ「標準」</p>
<p>4. 上記3の考 え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ナショナルミニマムの確保は国の責任であり、保育・介護・福祉の質等に深刻な影響が生じ得るものに限り、例外的に全国一律の最低基準を維持 ○ 「最低基準」という性格上、「従うべき基準」としたものについても、地方自治体の判断により、これを上回る内容の条例を定めることは可能 ○ 保育所については、大都市部において地価が高く、場所の確保が困難であることが整備の障害になっているとの指摘があり、待機児童解消の観点から、一時的な措置として、東京等について「居室面積基準」を「標準」とする

内閣府において「勧告と異なる見直しとの回答があった」と整理されているもの(3)

1. 項目	医療計画の内容の見直し 全国一律の算式による基準病床数の算定の廃止(医療法)
2. 勧告の内容	「四疾病五事業(がん対策、救急医療等)の目標、医療連携体制及び住民への情報提供推進策」「医療提供施設の整備目標」等の廃止又は例示化 病床規制に用いる基準病床数の全国一律の算定の廃止
3. 厚生労働省の対応	「四疾病五事業の目標、医療連携体制及び住民への情報提供推進策」は存置、「医療提供施設の整備目標」等は勧告どおり廃止又は例示化 基準病床数の算定方式は、平成23年度までに結論
4. 上記3の考え方	「医療崩壊を食い止め、国民に質の高い医療サービスを提供する」というマニフェストに則り、 ・ 国を挙げがん対策や救急医療等に取り組むことが必要 ・ そのためには、住民の協力を得ながら、地域の医療機関の役割分担・連携を推進、地域の中核的な医療機関の負担を軽減することが必要

1. 項目	・林業労働力の確保の促進に関する基本計画の厚労大臣・農水大臣協議の見直し (林業労働力の確保の促進に関する法律)
2. 勧告の内容	厚生労働大臣協議の「事前報告・届出・通知」への変更 (農林水産大臣協議の廃止)
3. 厚生労働省の対応	勧告どおり (厚生労働大臣協議の「事前報告・届出・通知」への変更)
4. 上記3の考え方	(内閣府が「勧告と異なる内容の見直し」と整理されたのは、農林水産省の回答によるものと理解)

2009年7月1日
民主党『次の内閣』
子ども・男女共同参画調査会

保育サービスについての考え方

1. 基本的な考え方 ～子どもたちは日本の未来を担う宝物～

民主党は、子どもの立場に立ち、子どもたちが安心して育つことのできる社会の実現のため、「チルドレン・ファースト（子ども第一）」で政策立案に取り組んできた。

現在、子どもの数が減っているにもかかわらず、保育など子育て支援に対するニーズはますます増え、多様化している。また政府の対策にもかかわらず待機児童問題は解決せず、子どもたちの置かれている状況は年々厳しさを増している。住む地域や家庭の状況などにより、保育に格差を生じさせることのないよう、個々のニーズに合わせた保育の量の確保とともに、子どもたちにとって質の良い保育の環境整備や子育て支援を進めていく必要がある。

保育制度改革にあたっては、保育の質の確保が大前提であり、国や地方公共団体は質の高い保育を十分提供するため、優先的に財源を確保すべきである。安易な規制緩和等によって質よりも量を追い求め、結果的に子どもに不利益を与えるようなことがあってはならない。

また、現在国が設けている保育室の面積や保育士の人数などの最低基準についても、子どもたちに良質な保育を提供する視点で改善することが必要であるとする。

2. 待機児童対策

2008年10月現在、認可保育所に入れない待機児童は約4万人にのぼる。入所児童は1997年から2007年までの間に20%以上増加したが、保育所数の増加は2%程度であり、単に保育所が足りないだけでなく、詰め込みによる保育環境の悪化も懸念され、子どもたちが受ける保育の質に差がうまれている。

民主党は、「日本の未来を担う子どもたちを社会全体で育てる」という考え方のもと、小・中学校の余裕教室や統廃合などにより使用を止めた学校施設等を利用した認可保育所分園の増設、2008年の法改正により法制化された「保育ママ」の増員、また将来に渡っては、認可保育所の増設を推し進める。

3. 今後の課題

現在、98%程度の4、5才児が幼稚園か保育所に通っており、保護者の経済的負担も大きく、無償化を求める声が高いことから、就学前教育・保育の実質無償化を検討する。

また、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省という二元行政を改め、子どもに関する施策を一元的に責任をもって担える仕組みを作り、幼稚園と保育所の一本化を目指す。

<参考データ>

○待機児童は約4万人

認可保育所の入所を待つ待機児童数は、2008年10月現在で約4万人。うち7割が3才未満児、全体の6割が東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪の大都市圏に集中している。
(厚生労働省資料)

○足りない保育所数

入所児童は、1997年から2007年までの間に20%以上増加(約174万人→213万人)したが、保育所数の増加は2%のみ(22387ヶ所→22838ヶ所)。詰め込みによる保育環境の悪化も懸念される。(厚生労働省資料)

○60年間見直されない設備基準

保育所の1人あたり面積などの設備基準は、1948年以来一度も改正されていない。諸外国と比較しても、日本の最低基準は低い。(3歳以上児1人あたり面積=日本1.98㎡、フランス(パリ)5.5㎡、アメリカ(ニューヨーク)3.25㎡)(全国社会福祉協議会調査)

○保育士の処遇は低く抑えられている

保育士の平均給与は年間約292万円と全産業平均の7割程度。(幼稚園教諭は約363万円)(30~34歳、民間・常勤女性の平均賃金)また規制緩和等により非正規雇用も増えている。(厚生労働省「平成19年賃金構造基本統計調査」)また、勤務者が33万人であるのに対し、資格を持ちつつ職場復帰していない潜在保育士は57万人いる。(厚生労働省資料)

○小・中学校の余裕教室・廃校数

余裕教室数は、全国で2523教室(2006年5月現在)、廃校発生数は年間300~400校(小・中学校)程度ある。うち、保育所分園の実施例は、2005年3月現在、全国で25ヶ所。(文部科学省・厚生労働省資料)

○就学前の子どもが育つ場所

4、5才児のほとんどは、幼稚園(55%)か保育所(40%)に通っている。
(厚生労働省・文部科学省資料)

○保育ママの数

国庫補助事業分で児童数331人、保育ママ数99人(なお地方単独事業分は児童数1308人、保育ママ数894人)(いずれも2007年度)。(家庭的保育の在り方に関する検討会資料)

○子育て世帯の負担感

子どもが幼稚園に通う世帯においては、子育て費用の負担感の内容として、6割以上が「保育所や幼稚園にかかる経費」を上げている。(厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」)

○増えない認定こども園

2006年10月からスタートした「認定こども園」の認定件数は、2009年4月現在、全国で358件。政府が当初目標としていた「2011年度までに2000カ所」の設置にはほど遠く、普及が進んでいない。(文部科学省資料)

地方分権改革推進委員会第3次勧告(地方要望分)に対する厚生労働省の対応方針

- 地域主権改革の実現に向けて、第3次勧告を最大限尊重し、地方分権を推進。
ただし、保育・介護・福祉の質等に深刻な悪影響が生じかねないもののみ、例外的に、全国一律の最低基準(規制)を維持
- 施設等基準については、すべて条例に委任した上で、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」に限り「従うべき基準」とする。
⇒全基準の約9割が地方自治体の判断で定められること
さらに、保育所については、東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として、「居室面積基準」のみ「標準」とする。

	項目数	勧告	対応案	(保育所の取扱い)
①人員配置基準	28	標準	従うべき	東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として、「居室面積基準」のみ「標準」とする
②居室面積基準	22	参酌	従うべき	
③人権に直結する運営基準等 例：サービス内容の説明と同意、サービス提供拒否禁止、虐待・身体拘束禁止、秘密保持、保育指針、保育所調理室(自園調理)など	112	参酌	従うべき	
④上記以外の施設・設備・運営基準 例：居室定員、廊下幅、汚物処理室、事務室、サービスステーションなど 適切な食事の提供、介護の内容(入浴、排泄、着かえ等)、健康保持、地域との連携、娯楽の提供、保護者との連絡 など	1200	参酌	参酌	<p>全基準(約1362項目)の約12%</p> <p>全基準(約1362項目)の約88%</p> <p><条例委任を認める前提></p> <p>①「標準」「参酌すべき基準」の場合、国の基準を下回る施設・サービスについては、サービス水準に応じた介護報酬等を設定</p> <p>②「従うべき基準」の場合、条例を制定しない場合やその内容が国の基準に適合していないと認めるときは、総務大臣を通じて是正を求める仕組みを導入</p> <p>○ 一部の「利用定員の基準」については「従うべき基準」</p> <p>○ 水道事業の認可、高齢者医療の確保に関する法律の事前協議、医療計画の策定義務付けについても「存置」</p>
⑤利用定員	7	標準	標準(5/7)	
⑥協議、認可等/計画の策定等	5	廃止等	廃止等(2/5)	

「従うべき基準」: 条例の内容は、「全国一律」)

「標準」: 条例の内容は、地方自治体に「合理的なもの」である旨の説明責任あり

「参酌すべき基準」: 基本的には地方自治体の判断で定められる